被害回復給付金裁定表記載公告

平成24年1月30日　横浜地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第３項の規定により、同条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　横浜地方検察庁　平成23年第１号
2　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成24年１月12日
3　この公告に関する問い合わせ先
〒231―0021　横浜市中区日本大通９番地
横浜地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号　045―211―7629（直通）

○　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。

○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成24年1月30日　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第３号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成23年第２号
2　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成24年１月30日
3　終了決定をした理由　特別支給手続に要する費用等を支弁することができないため。
4　この公告に関する問い合わせ先
〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号
大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

所在不明の建設コンサルタントの公告

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第14条の規定により、次のとおり公告する。

1　登録番号　建20―6229
2　名称　大和試錐工業株式会社
3　主たる営業所の所在地　東京都目黒区下目黒４―６―12
4　上記の業者については、その所在を確知できないので、当該業者は平成24年２月29日までに関東地方整備局建政部建設産業第二課あて申し出をされたい。
5　前号の期間内に申出がないときは、建設コンサルタント登録規程第14条の規定に基づき、登録を消除する。

平成24年１月30日
関東地方整備局長　下保　　修

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第14条の規定により、次のとおり公告する。

1　登録番号　建19―7532
2　名称　株式会社アーバンウェア
3　主たる営業所の所在地　東京都渋谷区代官山町７―８―503
4　上記の業者については、その所在を確知できないので、当該業者は平成24年２月29日までに関東地方整備局建政部建設産業第二課あて申し出をされたい。
5　前号の期間内に申出がないときは、建設コンサルタント登録規程第14条の規定に基づき、登録を消除する。

平成24年１月30日
関東地方整備局長　下保　　修

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第14条の規定により、次のとおり公告する。

1　登録番号　建19―8860
2　名称　株式会社レブルシステムズ
3　主たる営業所の所在地　東京都港区芝１―４―７
4　上記の業者については、その所在を確知できないので、当該業者は平成24年２月29日までに関東地方整備局建政部建設産業第二課あて申し出をされたい。
5　前号の期間内に申出がないときは、建設コンサルタント登録規程第14条の規定に基づき、登録を消除する。

平成24年１月30日
関東地方整備局長　下保　　修

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第14条の規定により、次のとおり公告する。

1　登録番号　建19―8934
2　名称　アイティエコエンジニアリング株式会社
3　主たる営業所の所在地　東京都新宿区百人町２―８―15
4　上記の業者については、その所在を確知できないので、当該業者は平成24年２月29日までに関東地方整備局建政部建設産業第二課あて申し出をされたい。
5　前号の期間内に申出がないときは、建設コンサルタント登録規程第14条の規定に基づき、登録を消除する。

平成24年１月30日
関東地方整備局長　下保　　修

所在不明の地質調査業者の公告

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第13条の規定により、次のとおり公告する。

1　登録番号　質19―339
2　名称　大和試錐工業株式会社
3　主たる営業所の所在地　東京都目黒区下目黒４―６―12
4　上記の業者については、その所在を確知できないので、当該業者は平成24年２月29日までに関東地方整備局建政部建設産業第二課あて申し出をされたい。
5　前号の期間内に申出がないときは、地質調査業者登録規程第13条の規定に基づき、登録を消除する。

平成24年１月30日
関東地方整備局長　下保　　修